

中山間地域等直接支払制度

(県事業名:中山間地域等農業活性化支援事業)

制度概要

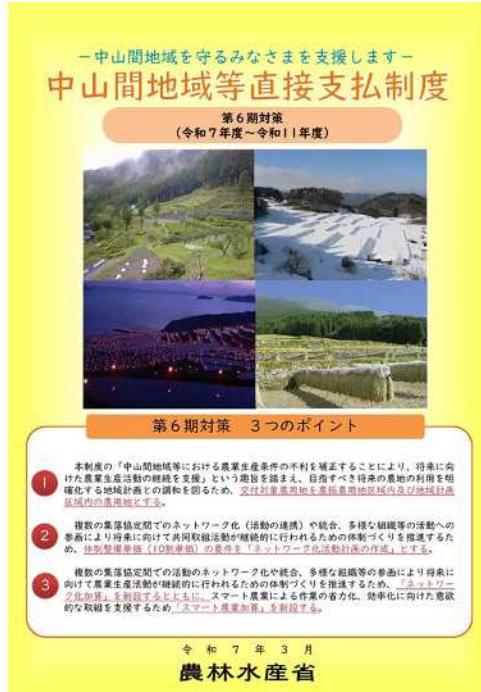
令和7年11月
神奈川県環境農政局農水産部農地課

I 中山間地域等直接支払制度とは (県事業名:中山間地域等農業活性化支援事業)

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

1 事業制度について

別添パンフレットをご参照ください。



2 事業実施期間

令和7年度から令和11年度までの5年間(第6期対策)

(平成12年度より、1期5年間でこれまでに第5期まで実施済み)

今年度(令和7年度)
は第6期対策の
1年目です

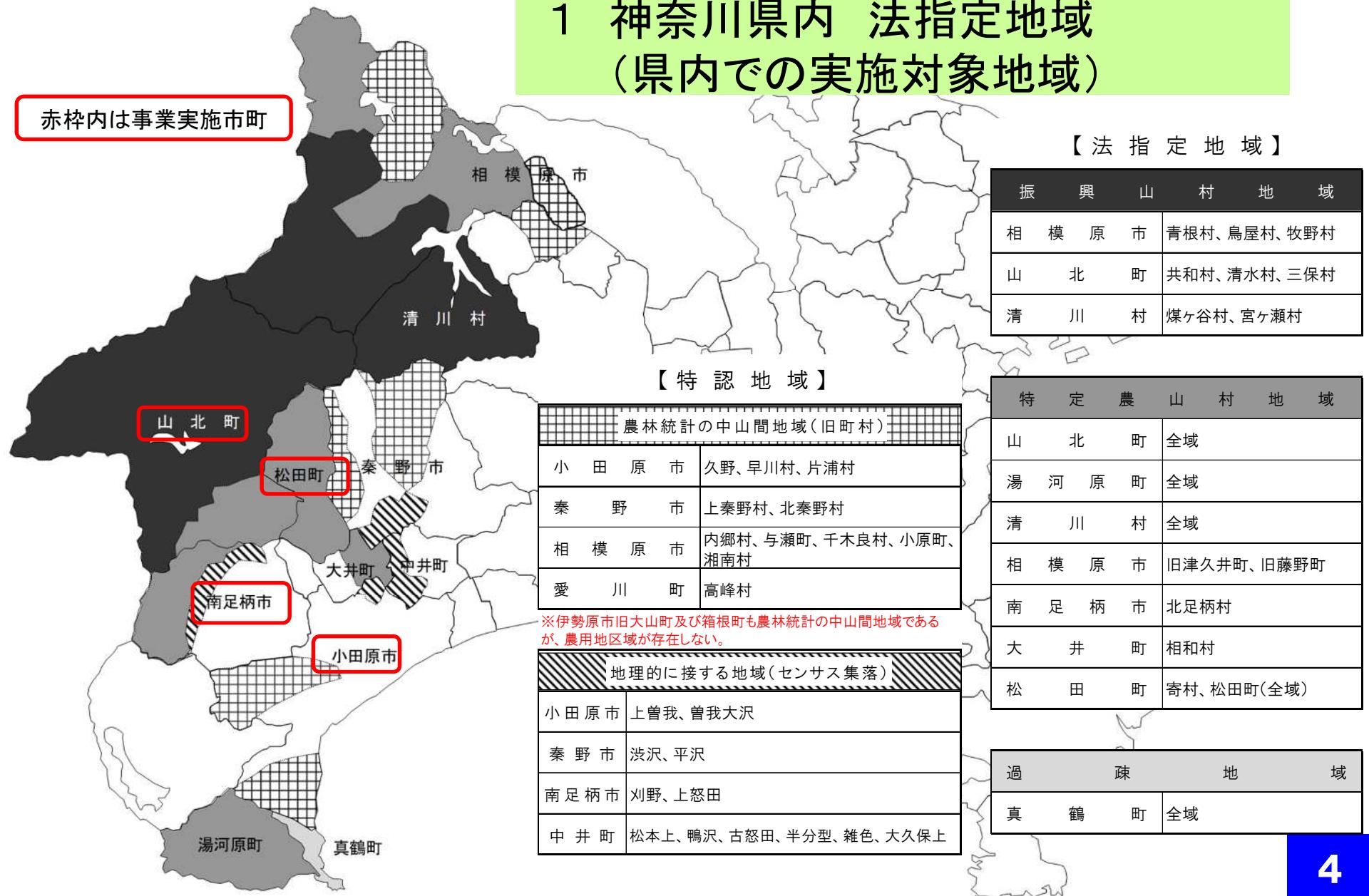
I 中山間地域等直接支払制度
(県事業名:中山間地域等農業活性化支援事業)

3 第5期対策からの主な変更点

主な変更点	パンフレット参照 ページ
交付対象農用地を農振農用地区域内及び 地域計画区域内 の農用地とする。	p2
体制整備単価(10割単価)の要件を「 ネットワーク化活動計画の作成 」とする。 ※山北町の4集落協定で取り組み中	p4
加算措置の見直し (新設) ネットワーク化加算 スマート農業加算 (継続) 棚田地域振興活動加算 超急傾斜農地保全管理加算 集落機能強化加算の経過措置 ※県内の集落協定においては、加算措置の対象はなし	p16~18

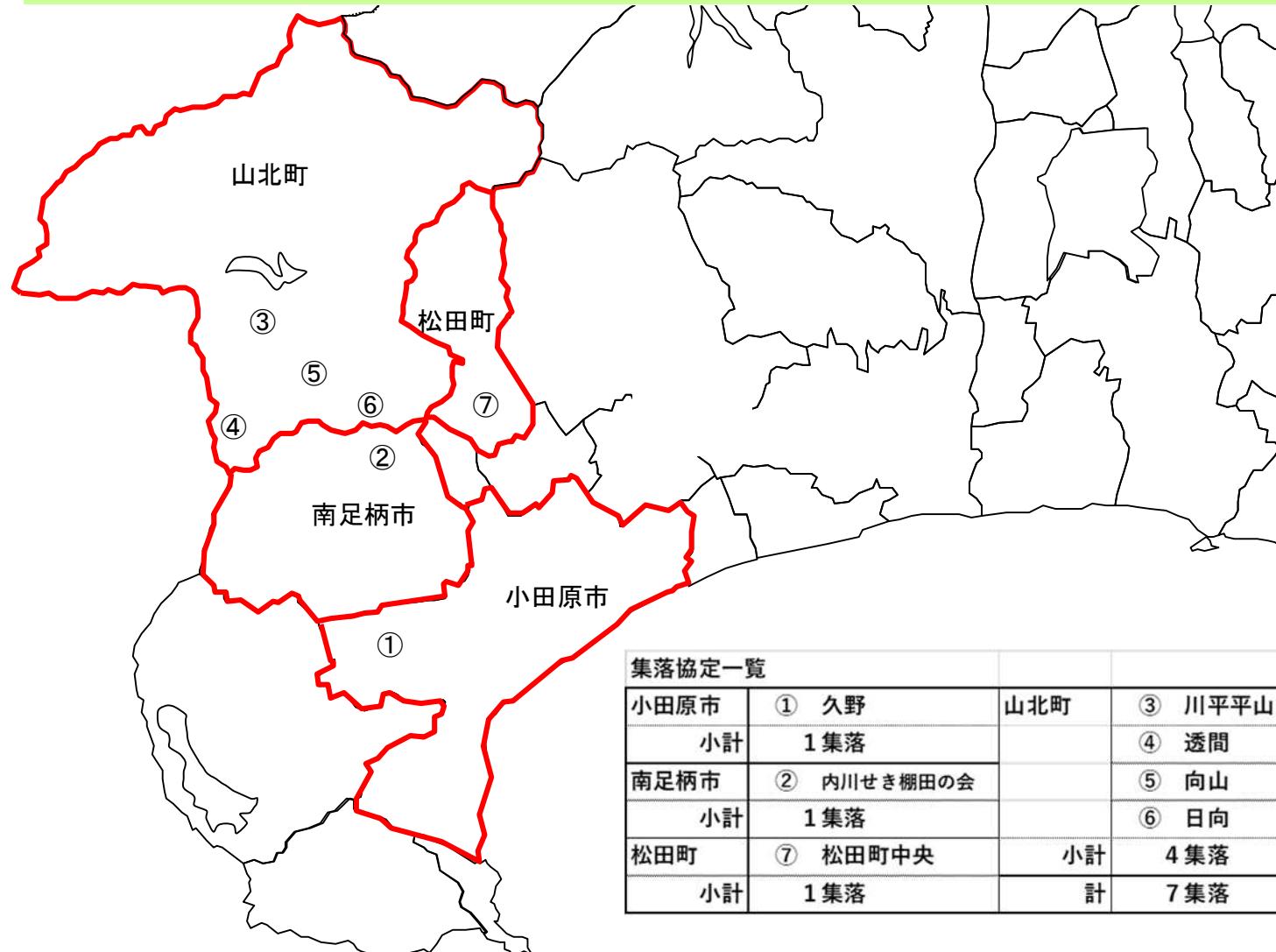
II 本県における第6期対策の取組

1 神奈川県内 法指定地域 (県内での実施対象地域)



II 本県における第6期対策の取組

2 集落協定の県内分布図(第6期対策)



II 本県における第6期対策の取組

3 集落協定の状況

- ・第6期対策の協定数は、7協定
- ・第5期対策で取り組んでいた1協定(大井町高尾)は第6期対策への取組継続を断念(主な理由:今後5年間取り組み継続するのが困難であるため)

R7 11月時点

市町村	集落 協定名	第5期						
		R 6	R 7					
		協定面積 (m ²)	協定面積 (m ²)			体制整備 単価 (10割)	交付金額 (円)	協定参 加農業 者数 (人)
		計	計	田	畠			
① 小田原市	久野南舟原	12,546	12,546	12,546	0		210,772	3
② 南足柄市	内山	152,668	152,668	152,668	0		977,075	62
大井町	高尾	80,684	0	0	0			
③ 山北町	川西平山	18,985	18,985	7,578	11,407	○	191,804	10
④ 山北町	透間	21,484	21,484	4,772	16,712	○	188,000	11
⑤ 山北町	向山	30,435	30,435	0	30,435	○	350,002	15
⑥ 山北町	日向	40,516	40,516	21,218	19,298	○	387,303	17
⑦ 松田町	中央集落	75,200	75,200	0	75,200		210,560	26
計		432,518	351,834	198,782	153,052		2,515,516	144

Ⅱ 本県における第6期対策の取組

4 当委員会に係る今後のスケジュール

(1) 令和9年度末頃、中間年評価(県評価)の検討

県評価の国への報告期限までに当委員会を開催し、
県評価の検討を依頼する予定です。

(国評価は令和10年8月末までに実施する)

(2) 令和10年度末から令和11年度初め頃、最終評価(県評価)の検討

(1) 同様に、県評価の検討を依頼する予定です。

(国評価は令和11年8月末までに実施する)

今後、国から示されるスケジュールにより実施時期が示されたら、改めて
開催時期等についてご相談させていただく予定です。